（大臣官房審議官）同　森田　稔
デジタル庁に出向させる
（大臣官房政策立案総括審議官）
同　渡邊　輝
国土交通省に出向させる
（大臣官房審議官）同　田原　芳幸
（同）同　藤﨑　雄二郎
（理財局次長）同　辻　貴博
国税庁に出向させる（各通）
（理財局長）同　窪田　修
（国際局長）同　土谷　晃浩
国税庁長官　奥　達雄
願により本官を免ずる（各通）
日　比野　隆司
日本銀行参与に任命する（以上七月一日）

運輸安全委員会

（事務局長）国土交通事務官　藤原　威一郎
国土交通省に出向させる
（独立行政法人国際観光振興機構理事長代理）　高橋　広治
国土交通事務官（事務局長）に採用する
（事務局首席鉄道事故調査官）
国土交通技官　平石　正嗣
国土交通省に出向させる
（国土交通省鉄道局安全監理官）
同　竹島　晃
事務局首席鉄道事故調査官に転任させる（以上七月一日）

会計検査院

（事務総長官房審議官（第三局担当））会計検査院事務官　坂本　周大
辞職を承認する（六月三十日）
（国家公務員共済組合連合会常務理事）　谷野　正明
会計検査院事務官（事務総長官房審議官）に採用する
第三局担当を命ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　重高　浩一
会計検査院技官兼事務官（事務総長官房技術参事官）に転任させる
（事務総長官房技術参事官）会計検査院技官兼事務官　服部　司
国土交通省に出向させる
（事務総長官房能力開発官付総括副長）会計検査院事務官　辻　裕美
事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第二局担当を命ずる（以上七月一日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が先に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三日　中国運輸局長　金子　修久

保障契約証明書番号	船　名	船舶番号又は信号符字	国　籍	交付年月日	失効年月日
ＷＲ－ＣＧ－25－000104	春光丸	131736	日本	令和七年一月三十日	令和七年六月九日

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

東京労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都電気機械器具製造業最低工賃（令和４年東京労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年７月３日　東京労働局長　増田　嗣郎

東京都電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	２本のリード線について行うもの	１個につき１円42銭
プリント基板	部品の差し		１個につき１円47銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		１個につき２円83銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		１個につき６円79銭
	ＩＣの差し	足の本数が28本以下のもの	１個につき２円88銭
		足の本数が30本以上のもの	１個につき３円67銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅６ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	１か所につき１円02銭
コネクター	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		１端子につき91銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１芯で、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１か所につき５円46銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１本につき３円11銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は２以上連結した端子	１差しにつき１円19銭

4　効力発生の日　令和７年８月２日